

公共工事品質確保に関する議員連盟総会（第7回）提出資料

平成30年11月2日

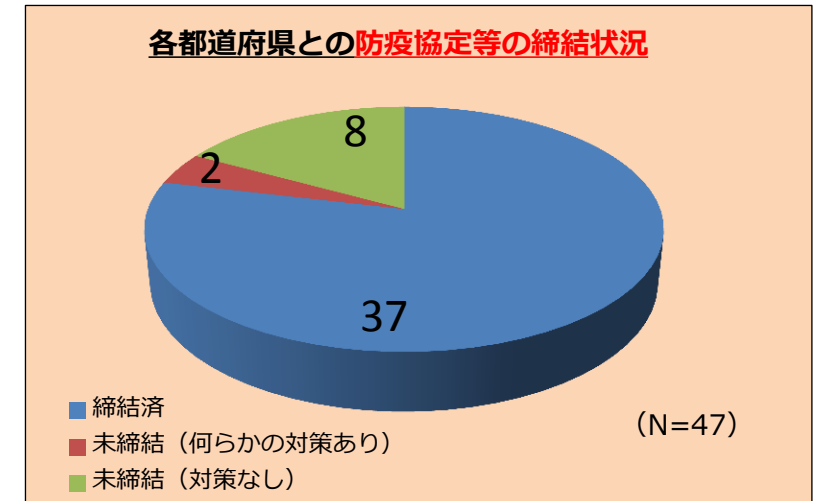
一般社団法人 全国建設業協会

災害協定等の締結状況

全国建設業協会調べ（平成30年9月現在）

- 全国47の建設業協会は、災害への迅速かつ的確な対応のため、都道府県との間で「災害協定」を締結している。
- 全国39の建設業協会は、家畜伝染病発生時の迅速な防疫対策を図るため、地方自治体との間で「防疫協定」を締結または災害協定に準じて対応することとしている。
- 7ブロックの地域では、近隣建設業協会間における「相互支援協定」を締結している。
- 沖縄県建設業協会では、沖縄総合事務局および県と「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定」を2018年2月に締結した。国の出先機関と県、建設業団体の3者による災害包括協定は全国初である。

協定の内容	協会・ブロック数	
	国	都道府県
自然災害等における国、都道府県との災害協定等	47	47
家畜伝染病発生時における都道府県との防疫協定等	39	
ブロック・近隣地域の協会間の相互支援協定	7	
県警本部との災害協定等	5	



■ 沖縄県建設業協会（沖建協会報 2018.3月号より抜粋）

沖建協は2月15日、沖縄総合事務局（沖総局）および県と「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定」を結んだ。この包括協定により、今後、県内で地震や大雨などの災害が発生した場合の協会会員への支援要請は沖総局が一元管理することになり、効率的な資機材の提供や迅速な復旧体制の構築が可能となり、被害拡大防止や被災施設等の早期復旧を図ることができる。国の出先機関と県、建設業団体の3者による災害包括協定は全国初。

災害発生時において、自衛隊の救助活動や復旧活動に先んじて行う建設業者による道路啓開作業は重要で、沖建協ではこれまで、平成17年に沖総局、23年に県とそれぞれ災害協定を締結。災害に備える取り組みとして、建設関連団体等も個別に行政機関と災害協定を締結しているが、協力要請の重複や優先順位の判断などで混乱が生じる懸念が指摘されていた。今後は、沖総局が県や県の出先機関などの支援要請を集約し、復旧支援箇所の優先順位を踏まえたうえで、沖建協に要請。沖建協が協会会員らに要請内容を伝え、現地に派遣する。また、震度6以上の地震が発生した場合には、沖総局の要請がない場合でも自発的に資機材や人員に関する情報収集を開始することになっている。

災害対応状況

～平成30年7月豪雨災害

- 平成30年7月豪雨災害により西日本地域を中心に各地で土砂災害、河川の氾濫による浸水被害が発生。
- 各都道府県建設業協会の会員企業(地元建設企業)は、公共機関との災害協定に基づき、土石流により道路や河川内、家屋内に流出した土砂・がれきの撤去および運搬、災害地域への進入路整備、土留め応急対応、ポンプ車・散水車の出動等の災害復旧支援活動を実施した。
- また、各地方整備局等からの要請を受け、被災地以外から作業員や資機材(土のう袋、大型土のう袋詰機、ポンプ車、照明車等)の広域支援を実施した。

(資料提供：一般社団法人 岡山県建設業協会 一般社団法人 広島県建設工業協会 一般社団法人 愛媛県建設業協会)



岡山県建設業協会による災害対応出動実績

対応期間	平成30年7月6日～9月25日 ※災害復旧支援活動は継続中
会員企業 (実数)	72社
出動作業人員 (延べ)	24,000名
出動機械等台数(延べ)	13,000台

広島県建設工業協会による災害対応出動実績

対応期間	平成30年7月6日～8月31日 ※災害復旧支援活動は継続中
会員企業 (実数)	72社
出動作業人員 (延べ)	20,200名
出動機械等台数(延べ)	12,275台

愛媛県建設業協会による災害対応出動実績
※集計作業終了分のみ掲載

対応期間	平成30年7月6日～8月31日 ※災害復旧支援活動は継続中
会員企業 (実数)	219社
出動作業人員 (延べ)	1,574名
出動機械等台数(延べ)	920台

災害対応状況

～北海道胆振東部地震災害（平成30年9月）

- 平成30年9月に北海道胆振東部を中心に震度7の地震災害が発生。
- 北海道建設業協会の会員企業(地元建設企業)は、**公共機関との災害協定に基づき、**土砂・がれきの撤去および運搬、災害地域への進入路整備、給水車の出動等の災害復旧支援活動を実施した。**
- また、各地方整備局等からの要請を受け、被災地以外から照明車及び重機オペレーター派遣の広域支援を実施した。

(資料提供：一般社団法人 室蘭建設業協会)



室蘭建設業協会による災害対応出動実績

対応期間	平成30年9月6日～10月30日 ※災害復旧支援活動は継続中
会員企業（実数）	41社
出動機械等台数(延べ)	2,066台

災害現場で感じた問題点と今後の災害対応における課題

災害現場で感じた問題点

➤ 防災意識の徹底

災害協定が発動されるような災害の経験がないと、初動対応への意識が低くなり、結果として大規模災害に繋がりがねない。警報が出る前に、災害協定に基づき連絡体制の確認をするなど事前の準備が速やかな初動対応に繋がる。

➤ 錯綜する情報

二重、三重の指示が複数先から発せられ、何が本当かわからなくなり、手順の確認ができなくなる場合がある。また、共通資材や重機等が一部に集中してしまい、近隣地域でも余剰と不足が生じることがある。

➤ 災害現場の確認

二次災害が想定される場合であっても災害協定に基づき矢継ぎ早に指示が出されることがある。自身の身を守るためにも二次災害の恐れがないか現場状況を把握しておく必要がある。

今後の災害対応における課題

➤ 連絡体制の強化

各都道府県協会は、各行政機関等と災害協定を締結し、災害発生時には複数の行政機関等から出動要請が発せられる。多くの公共施設に被害が及ぶ広域災害では、各行政機関が連携し、一元的・包括的な指示に基づく迅速な対応が必要となる。地方防災連絡会議等を活用し、各行政機関や建設業協会など地域にかかわる関係者が一体となった連絡体制作りが必要である。

➤ 協定内容の確認・整備

担当者同士の理解にばらつきがあると、まずはその整理から始まり、初動対応が遅れることになる。協定を締結している甲乙両者にて協定内容に基づいてシミュレーションをしておくことも防災対応の一つである。また、災害が頻発すると二次災害の危険性も高まる。災害対応時における作業員の死傷等への補償についても規定することが必要ではないか。

➤ 地元を知る建設企業の活用

地元建設企業は、施設管理者の指示のもとに日頃から河川や道路等の維持管理、パトロールなどを実施している。災害現場の状況把握や応急復旧対応については、地元精通した建設企業に要請するのが最も効果的である。地元建設企業が「地域の守り手」として防災・減災活動に取り組み、資機材・人材を確保するためにも安定的な事業量の確保が必要である。

働き方改革行動憲章

働き方改革行動憲章

— 地域建設業が魅力ある産業として、これからもその役割を果たしていくために —

一、経営トップのリーダーシップの発揮

経営者自らが働き方改革を主導し、職場風土改革や就労環境の整備等に、リーダーシップをもって取り組む。
長時間労働を助長するような企業文化や、男女の固定的な役割分担意識等の改革を進めるとともに、各社の行動計画や目標については、PDCAサイクルの着実な実施等により、柔軟な働き方が可能となる環境整備に努める。

二、生産性向上に向けた課題と目標の共有

生産性を向上させる上で自社が取り組むべき課題と目標を従業員と共有し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、効率的にその職責を果たせるよう改善を図る。
個々の従業員の業務の進め方、内容を改めて確認・検証し、現場の実情に即した業務の見直しや、手待ち時間の短縮（稼働率の引上げ）に向けた工程管理の工夫等を進め、ムリ・ムダを省き、メリハリの利いた業務の進め方により、業務効率の引上げに努める。

三、女性を始め多様な人材がいきいきと働ける環境の整備

働く意欲のある女性や高齢者の活躍など、誰もが自らの可能性・能力を最大限発揮し、多様で柔軟な働き方が選択できるような職場環境の整備を推進する。
性や年齢などに問わず、個々のライフステージに応じて、短時間勤務、在宅就業や、育児・介護休業の取得等が利用できるように雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。

四、建設現場における労働安全・衛生環境の整備

地域建設業の生産の場である建設現場の安全で快適な職場環境の整備に取り組む。
協力会社等の従業員を含め、現場に働く全ての従業員が安全で気持ち良く職務に邁進できるように、きれいな現場の実現に向け、整理整頓等に努めることにも、トイレ・更衣室等の設置、熱中症対策、除雪待機スペースの整備等、きめ細かな職場環境の整備に努める。

五、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進

労働時間関係法令の遵守とともに、週休2日の確保等による所定外労働の削減や、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を進め、従業員の健康づくりを通じて健康経営に取り組む。
ノーマル残業の導入、深夜残業の禁止、週休2日制の普及、統一土曜閉所、在宅就業の活用や、年次有給休暇の計画的な付与（半日・時間単位の付与、リフレクシブ休暇・プラスワン休暇（休日の前後に取得）の導入）、取得状況の確認・見える化等に取り組む。

六、人材育成の推進

能力開発への動機付けや、インセンティブの付与に努めるとともに、積極的に能力開発機会の確保に取り組み、従業員のキャリア形成を促進する。
資格・技能手当、顕彰制度の創設や、受講費用、時間等に配慮する一方で、熟練技術・技能の継承及びICT活用等に必要となる新たな知識・技能の習得を推進する。

七、適切な処遇の確保

個々の従業員の職務内容、職務の成果・能力・経験等に対する適正な評価のもと、適切な水準の賃金の支払いや福利厚生の実施に努める。
建設キャリアアップシステム等の整備に伴い、企業内のみならず広く社会一般において、技能に応じた適切な評価と、相応の処遇の確保が求められる中で、従業員の就業形態に関わらず、従業員のやりがいにも通じる適切な処遇の確保に努める。

八、適切な受注の確保

生産性向上は、適正利潤の確保の上に成り立つものであり、適正利潤が確保できる適正な価格と、適正な工期による受注の徹底に取り組む。
改正品確法の趣旨が民間発注者を含む発注現場に共通の理解となるよう努めることにも、短工期や低価格でのいわゆるダンピング受注は、工事品質の低下はもとより、工事従事者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等に繋がることから、厳に行わない。

九、下請企業や取引先の労働環境改善への配慮

下請負契約等の締結に際し、下請企業等の労働環境の改善にも元請企業として責任ある対応を行う。
元請企業として、必要工期の確保、設計図書の精査、適切な現場管理とともに、法定福利費、安全経費を含む必要経費の確保に努め、下請企業に対しても適切な水準の賃金の支払、法定福利費の確実な履行等、技能労働者等の処遇改善が図られるよう必要な要請を行う。

十、行動憲章の周知・徹底

全国建設業協会並びに各都道府県建設業協会・会員企業は、本行動憲章を最大限尊重し、地域建設業における働き方改革実現のための様々な取組を自ら積極的に行うとともに、先進企業の好事例等の情報の共有にも努める。

平成二十九年九月二十一日

一般社団法人 全国建設業協会

働き方改革への取組（平成30年4月1日から実施）

➤ 『休日 月1+（ツイプラス）』運動の実施

- ・建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標とする。
 - ・平成29年度に休日が確保された実績に対して毎月プラス1日の休日確保を目指す。
 - ・4週8休が確保された企業は、自ら「4週8休実現企業」として宣言し、当該企業の魅力発信に繋げる。
- ※災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

➤ 社会保険加入対策

- ・平成30年度以降、工事の種別に関係なく、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加入企業に限定する。
- ※適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については個人事業主で従業員が5人未満）を除く。

➤ 公共工事設計労務単価の改定を受けた取組

- ・平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、当該労務単価改定分を、会員各企業が直接契約を取り交わす下請契約に反映されるよう、対外的に『単価引上げ分アップ宣言』実施と会員各企業への要請。
- （単価引上げ分アップ宣言に対応する単価の引上げは、「引上げ率」ではなく「引上げ金額」での対応を要請）

➤ 生産性向上への取組

- ・会員各企業が生産性の向上や人材育成面で活用していただける支援策を整理・提供する。
- ・各都道府県建設業協会及び支部等において様々な形での研修機会を提供してできるよう、前払金保証事業会社や建設業福祉共済団等の関係団体とも連携し各都道府県建設業協会や会員各企業を支援する取組を推進する。

働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果

昨年、政府は「働き方改革実行計画」を制定し、当協会でも「働き方改革行動憲章」を策定し、本年3月には、この行動憲章をより一層具体化する「今後の働き方改革の取組について」を機関決定し、本年4月から取り組んでいる。また、働き方改革法が制定され、残業時間について2024年4月から建設業においても罰則規定付きの上限規制の対象となった。本会では、今後、働き方改革への取組を推進する上で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、10月からのブロック会議や今後の施策展開に活用すべく「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

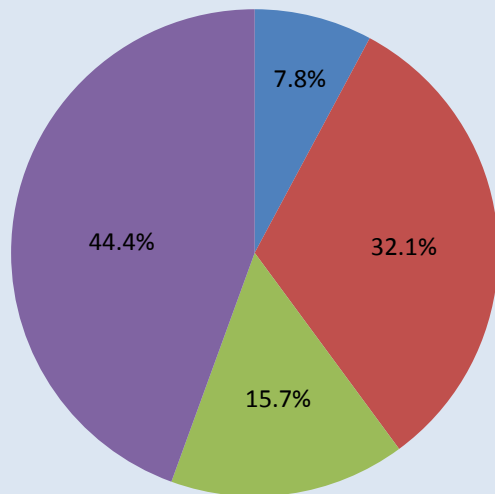
調査対象：各都道府県建設業協会会員企業

回答社数：4,418社（回答率23.6%）

調査時期：平成30年8月1日現在の状況

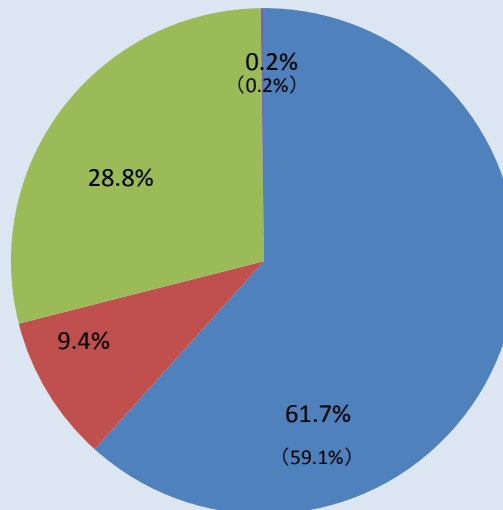
事業内容：土木2,719社、建築434社、土木建築1,157社、その他108社

「休日 月1+運動」の実施について



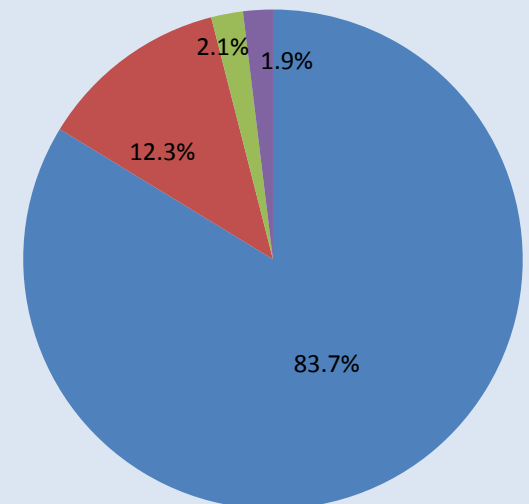
- すでに積極的に取り組んでいる
- 取組を検討している
- 知っているが取り組む予定はない
- 知らない

直近1年間での下請と契約する際の
労務単価について



- 引き上げた
- 前年に引き上げたため引き上げは行っていない
- 引き上げは行っていない
- 引き下げた

社会保険加入促進対策について
(直接契約する下請に対するもの)



- すでに積極的に取り組んでいる
- 取組を検討している
- 知っているが取り組む予定はない
- 知らない